

【オーストラリア】2022年気候変動法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2022年9月、2022年気候変動法が成立した。同法は、豪州の温室効果ガス排出削減目標を明記するほか、気候変動年次報告書の作成、気候変動庁の役割等を規定する。

1 背景

豪州気象局（Bureau of Meteorology）によると、豪州の気温は、観測を開始した1910年から2020年までの間に、平均 $1.44 \pm 0.24^{\circ}\text{C}$ 上昇したとされる¹。豪州では過去5年間に、洪水、山火事、干ばつ、沿岸部の高潮など異常気象による被害が多発しており、人々の気候変動への関心が高まっている²。気候変動対策は、2022年5月の連邦議会総選挙でも大きな争点となり、モリソン（Scott Morrison）保守連合政権（当時）が、気候変動への取組が消極的であると批判されたのに対し、アルバニー（Anthony Albanese）労働党党首は、選挙公約として気候変動対策を優先課題に掲げて支持を伸ばし、9年ぶりの政権交代が実現した³。

同年6月16日、アルバニー首相は、パリ協定⁴第4条に基づき、締約国が作成・通報・維持することが求められる温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）排出削減目標（「自国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」）の更新を行い、①2030年までにGHG排出量を2005年比で43%削減し、②2050年までに実質ゼロ（以下「ネットゼロ」）とすることを発表した⁵。②は、2021年10月26日にモリソン政権が「長期排出削減計画」⁶の中で既に示していたが、①は、更新前の目標値（2030年までに2005年比で26～28%削減）を大幅に上回る数値を掲げた。

同年7月27日、①及び②を国内法で規定するための法律案が連邦議会下院に提出され、上下両院の審議を経て、9月13日、「2022年気候変動法」⁷が制定された（翌14日施行）。GHG削減目標を法律で規定したことの意義として、(a)法的安定性が得られること（修正には議会の審議を経る必要があるため、時の政権の政策変更による影響を受けにくい。）、(b)国際社会に対して豪州の気候変動に対する真剣な取組をアピールできること等が指摘されている⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ Australian Government, “State of the Climate 2020,” p.4. <<http://www.bom.gov.au/state-of-the-climate/documents/State-of-the-Climate-2020.pdf>>

² Parliamentary Library, “Bills Digest No.12, 2022-23: Climate Change Bill 2022 [and] Climate Change (Consequential Amendments) Bill 2022,” 2022.9.5, p.13. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/8765176/upload_binary/8765176.pdf;fileType=application/pdf>

³ 内海和美「【オーストラリア】2022年連邦議会総選挙結果—9年ぶりの政権交代—」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, p.42. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12302077_po_02920113.pdf?contentNo=1>

⁴ Paris Agreement, United Nations, 2015. <https://unfccc.int/sites/default/files/english_paris_agreement.pdf> 豪州はパリ協定を2016年4月22日に署名し、同年11月10日に批准した。発効は、同年12月9日である。

⁵ Australian Government, “Australia’s Nationally Determined Contribution: Communication 2022,” 2022, p.3. <<https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Australia%20NDC%20June%202022%20Update%20%283%29.pdf>>

⁶ Australian Government, “Australia’s Long-term Emissions Reduction Plan: A whole-economy Plan to achieve net zero emissions by 2050,” 2021, p.11. <<https://www.dcccew.gov.au/climate-change/publications/australias-long-term-emissions-reduction-plan>>

⁷ Climate Change Act 2022, No.37, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022A00037>>

⁸ *op.cit.*(2), pp.9-10.

2 気候変動法の概要

(1) 構成

全5章17か条から成り、構成は、第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：豪州のGHG排出削減目標（第9条、第10条）、第3章：気候変動年次報告書（第11条、第12条）、第4章：気候変動庁の諮問機能（第13条～第15条）、第5章：本法運用の定期的見直し（第16条、第17条）である。

(2) 主な内容

(i) GHG削減目標の法定化

パリ協定第2条及び第4条第1項を受け⁹、気候変動法は、その制定目的を、①気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学的知識を用い効果的かつ積極的な対応を進めること（第3条aa項）、②世界の平均気温の上昇を工業化前の水準から(a)2℃未満に抑えること及び(b)1.5℃未満に制限する努力をすることと規定する（同条a項）。GHG排出削減目標としては、2022年6月に更新したNDC記載の目標値を反映させ、2030年までに2005年比43%減（ただし、43%以上の削減を妨げない旨を備考に記載）、2050年までのネットゼロ実現を明記した¹⁰（第10条第1項）。今後の目標値の変更に関して、第10条第1項の目標値は、パリ協定及び豪州のNDCと整合的に解釈すべきことが規定され（同条第2項）、かつパリ協定締約国である豪州は、「できる限り高い野心を反映」したNDCを5年ごとに国連気候変動枠組条約事務局に通報する義務がある（パリ協定第4条第3項、第9項）ことから、目標値はNDCの更新ごとにレベルの向上が求められることになる（第10条第5項）。

(ii) 気候変動年次報告書

気候変動・エネルギー大臣（以下「大臣」）は、各会計年度の終了から6か月以内に気候変動年次報告書（以下「報告書」）を作成し、報告書完成後5議会日以内に写しを上下両院に提出する義務がある。報告書への記載事項は次のとおりである。①GHG排出削減目標達成に向けた、その年度の進捗状況、②気候変動対策に関連する、その年度の国際情勢、③GHG排出削減目標の達成と、連邦政府の気候変動政策が対象とする産業部門の排出削減に対する、同政策の有効性、④連邦政府の気候変動政策が豪州の農村部や地方に与える影響（社会的・経済的利益、雇用等）、⑤気候変動の影響が、豪州の環境、生物多様性、健康、インフラ、農業、投資、経済、国家安全保障に与えるリスク（第12条）。

(iii) 気候変動庁による助言

気候変動庁¹¹は、報告書の作成に関し、大臣に助言を行なわなければならない、報告書が上院又は下院に提出される日までに、同庁のウェブサイト当該助言を公表しなければならない（第14条）。さらに、同庁は、大臣からの求めに応じ、同庁がパリ協定第2条を勧案しNDCに規定すべきと考えるGHG排出削減目標値を、大臣に助言しなければならない（第15条）。

⁹ 第2条は、世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前より2℃高い水準を十分下回るものに抑えること、第4条は締約国の達成目標に「利用可能な最良の科学に基づく迅速な（GHGの）削減」等を規定する。なお、パリ協定の条文は外務省訳を用いた。外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000196735.pdf>>

¹⁰ 豪州の4つの州・準州（South Australia（2007年）、Tasmania（2008年）、Victoria（2010年）、Australian Capital Territory（ACT. 2010年）.カッコ内は、気候変動法の制定年）では既に気候変動法が制定されている。特にACTでは、2025年までに1990年比50～60%減、2030年までに同65～75%減、2040年までに同90～95%減、2045年までのネットゼロとするなど、最も「野心的」な目標を規定している。

¹¹ Climate Change Authority. 2011年気候変動庁法（2011年法律第143号）<<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00254>> により設立され、気候変動に関する研究やレビューを行い、連邦政府に専門的助言を与える独立機関。